

規制シート(様式)

170194800820001

平成31年1月25日

規制の名称	農薬取締法	所管府省	農林水産省、環境省
根拠法令等	農薬取締法(昭和23年法律第82号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	消費・安全局農産安全管理課長 安岡澄人 水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長 小笠原毅輝
規制目的	農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与すること。		
規制内容の概要	<p>農薬の登録制度を設け、市場流通前に農薬の効果及び安全性に関する審査を実施 農薬販売者に届出を義務付け、流通経路を把握 農薬使用者に対し、農薬のラベルに記載された適切な使用方法の遵守を義務付け 立入検査や行政処分により、不良な農薬が流通しないことを担保 以上を柱に、効果があり安全な農薬の製造・流通・使用を担保している。</p>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	農薬取締法の一部を改正する法律(平成30年法律第53号)による改正	関連する政策評価結果	平成30年2月に農薬の安全性向上のための措置及び農薬の品質管理方法の改善について政策評価(事前評価)を実施
規制を維持、改革又は新設する理由	農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、再登録制度に代えて同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農薬の登録事項を追加する等の措置を講ずる必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	第196回通常国会において農薬取締法の一部を改正する法律(平成30年法律第53号)が成立、平成30年12月に施行済み。		
見直し条項	農薬取締法の一部を改正する法律(平成30年法律第53号)附則第15条		
次の見直し時期	2023年度		